

事務連絡
令和2年6月24日

学校給食食材納入事業者の団体 御中

農林水産省食料産業局食品流通課

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による
学校給食関係事業者への対応について（周知依頼）

令和2年6月12日に成立した令和2年度第2次補正予算において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（以下「本交付金」という。）に2兆円が追加措置されたところです。

本交付金の活用については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による学校給食関係事業者への対応について（周知）」（令和2年5月1日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、農林水産省食料産業局食品流通課事務連絡）により、お願いしているところです。

臨時交付金の活用については、各地方公共団体において実施計画を作成することになりますが、内閣府事務連絡及び事例集を踏まえると、学校給食用食材納入事業者への支援等に幅広く活用可能と考えられることから、別添の事務連絡を改めて学校設置者宛に発出したところです。

事業者の皆様におかれては、これを踏まえて学校設置者等の関係者と十分協議を行い、対応いただくようお願いいたします。また、食材の納入の発注取り消し等で影響を受ける事業者・生産者に対しても適切に対応いただくようお願い申し上げます。

<別添>

- ・学校給食関係事業者への支援等について（周知）（令和2年6月24日付事務連絡 文部科学省健康教育・食育課、農林水産省食品流通課）

<本件連絡先>

農林水産省食料産業局食品流通課

食品サービス第1班

TEL：03-3502-8111（内線4150）

生産局畜産部牛乳乳製品課

乳業班

TEL：03-3502-8111（内線4931）



事務連絡
令和2年6月24日

各都道府県・指定都市教育委員会学校給食主管課 御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
農林水産省食料産業局食品流通課

学校給食関係事業者への支援等について（周知）

これまで、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う学校臨時休業を受け、学校給食関係事業者には様々な影響が生じている状況に鑑み、学校給食関係事業者への支援等について、累次に御願いしてきたところです。

学校再開後も安定的に学校給食を提供することは、児童生徒の心身の健全な発達に極めて重要であり、引き続き学校給食関係事業者への支援について取り組まれるようお願い申し上げます。

なお、令和2年度補正予算（第1号）において創設され、令和2年度補正予算（第2号）で増額措置された、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」は、下記の内閣府事務連絡及び事例集等を踏まえると、各地方公共団体の判断において、学校給食関係事業者への支援等に幅広く活用可能と考えられますので、ご参考に併せてお知らせいたします。

また、従来の夏季休業期間中において学校給食を実施する場合に学校給食調理業務等受託者と変更契約等を行う際は、「臨時休業に伴う学校休止により影響を受けている学校給食の調理業務等受託者に対する配慮について（依頼）」（令和2年3月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課、中小企業庁事業環境部取引課事務連絡）により特段のご配慮をお願い申し上げます。

併せまして、これまでもお願いしておりますとおり、食材の納入の発注取り消し等で影響を受ける事業者・生産者に対しても適切に対応いただくようご配慮をお願い申し上げます。

なお、都道府県教育委員会におかれては、本件につき域内の市区町村教育委員会に対しても周知くださるようお願いいたします。

【参考資料】

- 1 令和2年度第2次補正予算の成立を踏まえた新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱について（令和2年6月24日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）
 - 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度要綱（令和2年6月24日付け一部改正）
 - 3 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について（令和2年5月1日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）
 - 4 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用のための参考事例集
 - 5 地方創生臨時交付金の活用が可能な事業(例)
- ※地方創生臨時交付金については、以下のリンクに資料を掲載しておりますので、ご確認ください。
- ・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/rinjikoufukin/index.html>
- 6 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による学校給食関係事業者への対応について(周知)(令和2年5月1日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課・農林水産省食料産業局食品流通課事務連絡)
 - 7 4月以降の臨時休業等に伴う学校給食休止により影響を受ける学校給食関係事業者に対する配慮について(依頼)(令和2年4月17日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、農林水産省食料産業局食品流通課事務連絡)
 - 8 臨時休業に伴う学校休止により影響を受けている学校給食の調理業務等受託者に対する配慮について(依頼)(令和2年3月18日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課、農林水産省食料産業局食文化・市場開拓課、中小企業庁事業環境部取引課事務連絡)

<本件連絡先>

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
学校給食係

TEL：03-5253-4111（内線 2694）

農林水産省食料産業局食品流通課

食品サービス第1班

TEL：03-3502-8111（内線 4150）